

入 札 公 告

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 し ま す 。

令 和 8 年 1 0 月 1 9 日

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
水 産 資 源 研 究 所 管 理 部 門 長 廣 瀬 太 郎

1 . 調 達 内 容

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 調 達 件 名 及 び 数 量 | 第 2 0 回 日 中 韓 大 型 ク ラ ゲ 国 際 ワ ー ク シ ョ ッ プ 同 時 通 訳 業 務 一 式 |
| (2) 調 達 仕 様 | 入 札 説 明 書 に よ る 。 |
| (3) 業 務 期 間 | 自) 令 和 8 年 1 2 月 1 日
至) 令 和 8 年 1 2 月 2 日 |
| (4) 業 務 場 所 | 入 札 説 明 書 に よ る 。 |
| (5) 入 札 方 法 | 落 札 決 定 に 当 た っ て は 、 入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 1 0 0 分 の 1 0 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は 、 そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て た び 金 額) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で 、 入 札 者 は 、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず 、 見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 1 1 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と 。 |

2 . 競 争 参 加 資 格

- | |
|--|
| (1) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 契 約 事 務 取 扱 規 程 (平 成 1 3 年 4 月 1 日 付 け 1 3 水 研 第 6 5 号) 第 1 2 条 第 1 項 及 び 第 1 3 条 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。 |
| (2) 令 和 7 ・ 8 ・ 9 年 度 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 競 争 参 加 資 格 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 「 役 務 の 提 供 等 」 の 業 種 「 翻 訳 ・ 通 訳 ・ 速 記 」 で 「 A 」 、 「 B 」 、 「 C 」 又 は 「 D 」 い ず れ か の 等 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る こ と 。 |
| (3) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 理 事 長 か ら 物 品 の 製 造 契 約 、 物 品 の 販 売 契 約 及 び 役 務 等 契 約 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
た だ し 、 全 省 庁 統 一 資 格 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る 場 合 は 、 国 の 機 関 の 同 様 の 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。 |
| (4) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 3 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 者 で な い こ と 。 |
| (5) 本 業 務 に 配 置 す る 予 定 者 が 、 水 産 分 野 の 国 際 研 究 会 議 に お い て ニ カ 国 語 以 上 (日 本 語 ・ 中 国 語 ・ 韓 国 語 含 む) 同 時 通 訳 業 務 を 行 え る 通 訳 者 (一 般 的 な 水 産 海 洋 用 語 の 意 味 を 熟 知 し 、 か つ 通 訳 業 務 経 験 5 年 以 上 の 者) で あ る こ と を 証 明 し た 者 で あ る こ と 。 |

3 . 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- | |
|--|
| 競 争 参 加 希 望 者 は 、 以 下 に よ り 入 札 説 明 書 等 (入 札 説 明 書 、 入 札 心 得 書 、 契 約 書 案 、 入 札 書 様 式 、 委 任 状 様 式 等) の 交 付 を 受 け る こ と 。 |
| ① 直 接 交 付
長 崎 県 長 崎 市 多 良 町 1 5 5 1 - 8
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
水 産 資 源 研 究 所 管 理 部 門 管 理 課
電 話 0 9 5 - 8 6 0 - 1 6 2 6
F A X 0 9 5 - 8 5 0 - 7 7 6 7 |
| ② 郵 送 に よ る 交 付
封 書 に 「 第 2 0 回 日 中 韓 大 型 ク ラ ゲ 国 際 ワ ー ク シ ョ ッ プ 同 時 通 訳 業 務 入 札 説 明 書 希 望 」 と 記 入 し 、 返 信 用 封 筒 (角 2) に 3 2 0 円 切 手 を 貼 付 し 、 上 記 ① あ て 郵 送 の こ と 。 |
| ③ メ ー ル に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 第 2 0 回 日 中 韓 大 型 ク ラ ゲ 国 際 ワ ー ク シ ョ ッ プ 同 時 通 訳 業 務 入 札 説 明 書 メ ー ル に て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 メ ー ル ア ド レ ス 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こ と 。 |

4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕 様 書 等 に 関 し 質 疑 が あ る 場 合 に は 、 令 和 8 年 1 0 月 3 0 日 ま で に 上 記 3 . あ て に メ ー ル (ア ド レ ス は 入 札 説 明 書 の 記 載) 又 は フ ァ ッ ク ス に て 質 疑 を 行 う こ と 。 当 日 ま で の 質 疑 を 取 り ま と め 、 回 答 は 入 札 説 明 書 受 領 者 全 員 に 対 し て 行 う と し 、 同 様 に 入 札 説 明 会 に 代 え る 。 質 疑 が 発 生 し た 場 合 も 随 時 受 け 付 け 、 同 様 に 対 応 す る 。 質 疑 の 内 容 に 個 人 に 関 す る 情 報 で あ っ て 特 定 の 個 人 を 識 別 し 得 る 記 述 が あ る 場 合 及 び 法 人 等 の 財 産 権 等 を 侵 害 す る お そ れ の あ る 記 述 が あ る 場 合 に は 、 当 該 箇 所 を 伏 せ 又 は 当 該 質 疑 を 公 表 せ ず 、 質 疑 者 の み に 回 答 す る こ と が あ る 。

5 . 証 明 に 関 す る 事 項

(1) 証 明 書 等

(2) 提 出 場 所

(3) 提 出 期 限

競 争 参 加 者 は 、 上 記 2 . (5) を 証 明 す る 証 明 書 等 を 提 出 し な け れ ば な ら ない 。

入 札 説 明 書 に よ る 。

3 . ① に 同 じ 。

令 和 8 年 1 1 月 9 日 1 7 時 0 0 分

6 . 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等

(1) 入 札 の 日 時 及 び 場 所

令 和 8 年 1 1 月 1 8 日 1 4 時 0 0 分

長 崎 県 長 崎 市 多 良 町 1 5 5 1 - 8

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構

長 崎 庁 舎 小 会 議 室

(2) 郵 便 に よ る 入 札 書 の 受 領 期 限 及 び 提 出 場 所

令 和 8 年 1 1 月 1 8 日 1 2 時 0 0 分

3 . ① に 同 じ 。

7 . そ の 他

(1) 契 約 手 続 き に お い て 使 用 す る 言 語 及 び 通 貨

日 本 語 及 び 日 本 国 通 貨 。

(2) 入 札 保 証 金 及 び 契 約 保 証 金

免 除 。

(3) 入 札 の 無 効

本 公 告 に 示 し た 競 争 参 加 資 格 の な い 者 の 提 出 し た 入 札 書 及 び 入 札 に 関 す る 条 件 に 違 反 し た 入 札 書 は 無 効 と す る 。

(4) 契 約 書 作 成 の 要 否

要 。

(5) 落 札 者 の 決 定 方 法

予 定 価 格 の 制 限 の 範 囲 内 で 最 低 価 格 を も っ て 有 効 な 入 札 を 行 っ た 入 札 者 を 落 札 者 と す る 。

(6) 競 争 参 加 者 は 、 入 札 の 際 に 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し を 提 出 す る こ と 。

(7) 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る 。

8 . 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表

(1) 公 表 の 対 象 と な る 契 約 先

次 の ① 及 び ② い ず れ に も 該 当 す る 契 約 先

① 当 機 構 に お い て 役 員 を 経 験 し た 者 (役 員 経 験 者) が 再 就 職 し て い る こ と 又 は 課 長 相 当 職 以 上 の 職 を 経 験 し た 者 (課 長 相 当 職 以 上 経 験 者) が 役 員 、 顧 問 等 ※ 注 1 と し て 再 就 職 し て い る こ と

② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 が 、 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 3 分 の 1 以 上 を 占 め て い る こ と ※ 注 2

な お 、 「 当 機 構 」 と は 、 改 称 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 及 び 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 、 統 合 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 大 学 校 を 含 み ま す 。

※ 注 1 「 役 員 、 顧 問 等 」 に は 、 役 員 、 顧 問 の ほ か 、 相 談 役 そ の 他 い か な る 名 称 を 有 す る 者 で あ る か を 問 わ ず 、 経 営 や 業 務 運 営 に つ い て 、 助 言 す る こ と 等 に よ り 影 響 力 を 与 え る と 認 め ら れ る 者 を 含 む 。

※ 注 2 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 額 は 、 当 該 契 約 の 締 結 日 に お け る 直 近 の 財 務 諸 表 に 掲 げ ら れ た 額 に よ る こ と と し 、 取 引 高 は 当 該 財 務 諸 表 の 対 象 事 業 年 度 に お け る 取 引 の 実 績 に よ る 。

(2) 公 表 す る 情 報

上 記 (1) に 該 当 す る 契 約 先 に つ い て 、 契 約 ご と に 、 物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量 、 契 約 締 結 日 、 契 約 先 の 名 称 、 契 約 金 額 等 と 併 せ 、 次 に 掲 げ る 情 報 を 公 表 す る 。

① 当 機 構 の 役 員 経 験 者 及 び 課 長 相 当 職 以 上 経 験 者 (当 機 構 O B) の 人 数 、 職 名 及 び 当

- 機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 第20回日中韓大型クラゲ国際ワークショップ同時通訳業務
2. 業務目的 令和8年度水産庁補助事業「大型クラゲ国際共同調査事業」の一環として、研究交流活動を推進するため、大型クラゲ国際ワークショップが日本で開催される。本業務は、その際に必要な三カ国語同時通訳業務を行うことを目的とする。
3. 業務場所 福岡県福岡市中央区薬院4-21-1 KKR ホテル博多
4. 業務期間 令和8年12月1日～12月2日
※詳細は別紙1（通訳業務日程表）のとおりとする。
5. 業務内容 本ワークショップでは、日中韓の研究者が参加し、大型クラゲに関する最新の研究成果発表をはじめ、研究情報の交換、今後の協力に関する意見交換を母国語によって行うため、以下のとおり通訳業務を行うこと。
同一通訳者がワークショップ（研究発表、打合せ、レセプション）の最後まで業務を行うこと。なお、リレー形式での通訳を行わないこととする。
 - ① 研究発表会前に行われる日中韓責任者による事前打ち合わせを行う際に通訳者1名もしくは3名以上（日本語・中国語・韓国語の三カ国語通訳を行える通訳者がいる場合には1名以上、二カ国語通訳者（日⇔中、中⇔韓、韓⇔日）で三カ国語通訳を対応する場合は3名以上）を配置し、1時間程度逐次通訳業務を行うこと。
 - ② 研究発表会において日本語・中国語・韓国語通訳者2名もしくは3名以上（日本語・中国語・韓国語の三カ国語同時通訳を行える通訳者がいる場合には2名以上、二カ国語通訳者（日⇔中、中⇔韓、韓⇔日）で三カ国語同時通訳を対応する場合は3名以上）を配置し、赤外線同時通訳システムを用いて講演者とほぼ同時に通訳を行うこと。なお、同時通訳送信システムについては、請負業者が準備すること。詳細は別紙2「同時通訳送信システムについて」のとおり。
 - ③ 研究発表会開催後に予定しているレセプションに通訳者1名もしくは3名以上（日本語・中国語・韓国語の三カ国語通訳を行える通訳者がいる場合には1名以上、二カ国語通訳者（日⇔中、中⇔韓、韓⇔日）で三カ国語通訳を対応する場合は3名以上）を配置し、日中韓の良好な情報交換および交流の場となるよう適切な逐次通訳を行うこと。

6. その他
- 1) 本業務を遂行する者は、水産分野の国際研究会議において二カ国語以上（日本語・中国語・韓国語含む）同時通訳業務を行える通訳者（一般的な水産海洋用語の意味を熟知し、かつ通訳業務経験5年以上の者）であることを証明できる者とする。
 - 2) 本業務に必要な交通費等は業務請負業者の負担とする。
 - 3) 宿泊ホテルについては、本ワークショップが開催される3. 業務場所と同様KKR ホテル博多とする。同じ場所をとることができない場合は近隣ホテルとすること。
 - 4) 会議等の開催時間及び終了時間については、予定から変更する場合がある。
 - 5) 担当者から事前に送付するワークショップ発表内容を十分把握し、通訳業務が完全に履行できるよう準備しておくこと。
 - 6) 本会議の開始前に、担当者と1時間程度の事前打ち合わせを行うものとする。打ち合わせの場所は後日担当者と協議の上決定する。ただし、本業務を過去に請負実績がある場合には、事前打ち合わせを省略することができる。
 - 7) 本業務で知り得た知識、情報は、他に漏らしてはならない。
 - 8) 本仕様書は概要を示したものであり、詳細について疑義が生じた場合は担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

第20回日中韓大型クラゲ国際WS_通訳業務日程表

日程		業務仕様書 (5. 業務内容)	行程・会議名	内容
月日	時間			
12月1日	8:00 ～ 9:00	①	日中韓責任者による事前打ち合わせ	各国2名程度の参加、逐次通訳。機材等なし。
	9:00 ～ 17:00	②	日中韓大型クラゲ国際研究発表会	会場にて機器を用いて同時通訳。通訳機材、ブース等の手配あり。
	18:00 ～ 20:00	③	公式レセプション	主要な2つの円卓に1名ずつ着座。主催者挨拶等の逐次通訳。着座中の円卓内の会話を適宜逐次通訳。機材等なし。
12月2日	9:00 ～ 17:00	②	日中韓大型クラゲ国際研究発表会	会場にて機器を用いて同時通訳。通訳機材、ブース等の手配あり。

別紙 2

同時通訳送信システムについて

詳細は次のとおりとする。

規 格	赤外線同時通訳システム チャンネル切替により、3チャンネル以上使用できるもの
数 量	送信機：3台 受信機：60台 充電器：3台 (ブース、コントローラー、エンジニア含む)
使用日程	令和8年12月1日～12月2日 2日間
特記事項	1) 第20回日中韓大型クラゲ国際研究発表会において本機器を用いて通訳業務を行う。 2) 機器は、日本国内の電波法に対応したものであること。 3) 当所の職員等の故意若しくは過失による故障等は当所の責において修理するものとする。